

「外国証券取引口座約款」新旧対照表

平成 29 年 9 月 29 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第14条（受渡日等） 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>3</u>営業日目とします。</p>	<p>第14条（受渡日等） 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>4</u>営業日目とします。</p>
<p><u>付 則（平 29.9.29）</u> <u>この改正は、国内上場株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実施日から施行する。</u></p>	<p>（新設）</p>

以上